



青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの 共生に関する制度の概要について

青森県 環境エネルギー部 環境政策課



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ



翔けろ未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

1 青森県について

青森県地図

凡 例 [2023年3月現在]

- 高規格幹線道路
- 地域高規格道路
- 有料道路
- 国道
- 主要道
- その他道路
- 新幹線
- 在来線
- 民営鉄道
- 市町村庁舎



出典：青森県HP
<https://www.pref.aomori.lg.jp/k-kensei/sightseeing.html>

2 共生制度制定に至る背景

八甲田で計画された大規模風力発電事業が大きな反対運動に発展

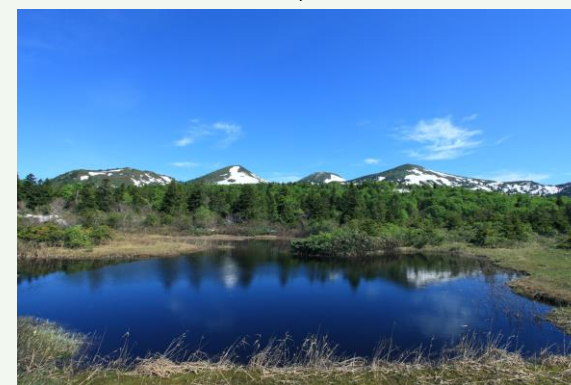
令和3年9月

八甲田近接地域で計画された国内最大級の
風力発電事業が公表された

<面積 約17,300ha、出力 約60万kW（最大150基）>



八甲田



出典：青森県観光サイト「Amazing AOMORI」
<https://aomori-tourism.com/>

地域と十分な合意形成を行わず事業計画を進めたため、

自然環境、景観、信仰等への懸念から、大きな反対運動へと発展

八甲田の風力発電事業の白紙撤回

令和5年8月、関係市町が事業者に対して白紙撤回を申し入れ。
事業者は、八甲田で計画された風力発電事業の白紙撤回を表明。

自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に向けた新制度の創設

再エネの導入を促進するためには、
自然環境等を保全し、地域と共存共栄が可能なルール作りが必要

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する制度の制定

- ・「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」
- ・「青森県再生可能エネルギー共生税条例」

3 青森県自然・地域と再生可能エネルギーに関する共生条例について

➤ 目的

- ・ 本県の豊かな自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承
- ・ 再生可能エネルギー発電事業の円滑な導入

➤ 共生条例の柱

・ 地域区分の設定(ゾーニング)

あらかじめ本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分を明示し、設置計画の立案段階から、地域区分に応じた配慮を求める。

・ 合意形成の手続(合意形成プロセス)

再生可能エネルギー発電施設の設置にあたり、事業者に対してあらかじめ地域との合意形成に向けた意見交換会や事業計画の知事認定等を義務付ける。

➤ 対象事業

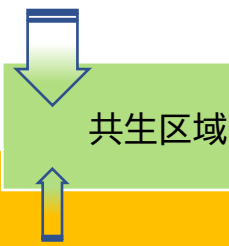
- ・ 太陽光発電施設 出力 2,000kW以上、風力発電施設 出力 500kW以上

➤ 施行日 令和7年7月1日

ゾーニング

あらかじめ県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分。

また、調整地域又は保全地域のうち、市町村が再生可能エネルギー発電施設の設置を促進しようとする区域であって、地域との共生を図ることができると知事が認めた区域を共生区域に指定。

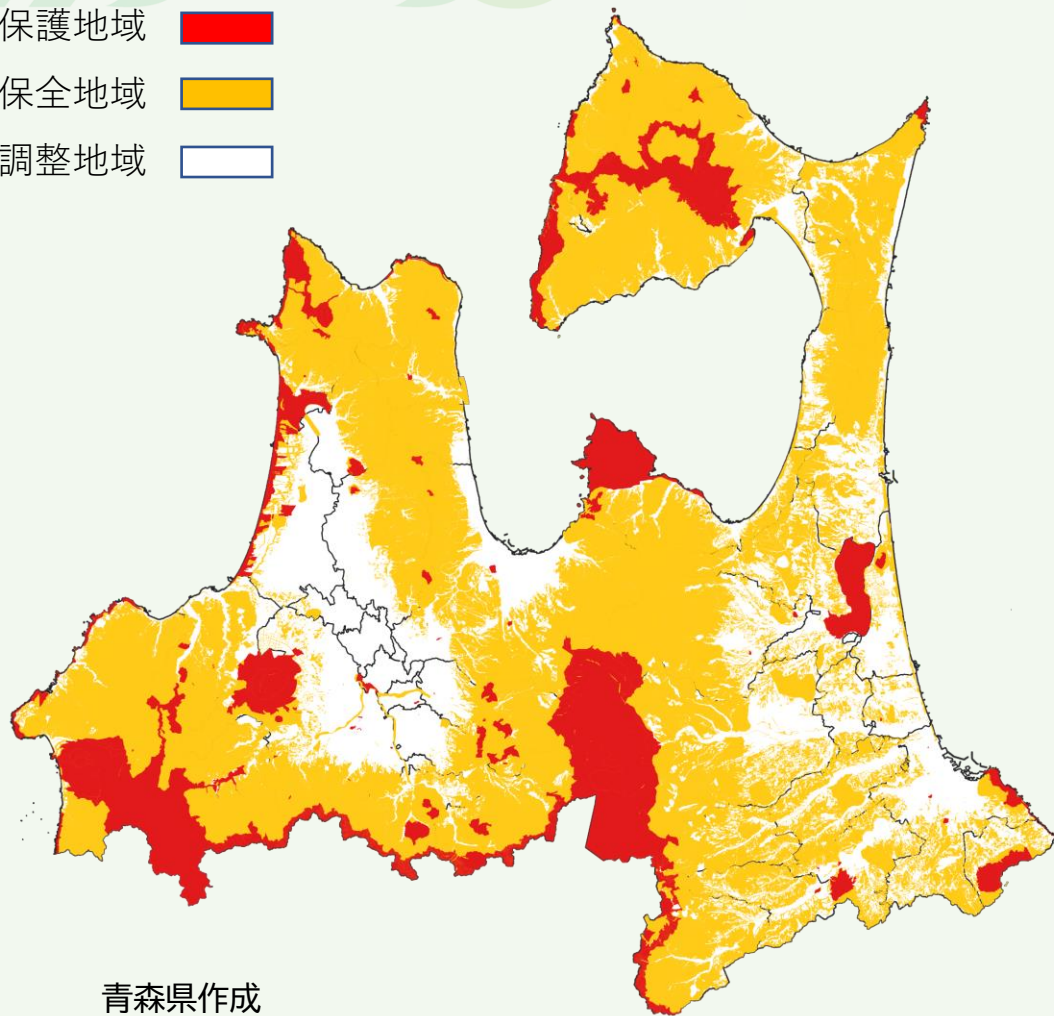
区分		地域の概要
調整地域		保護地域、保全地域以外の地域
		自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域)
保全地域		自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域		自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※ 事業の実施不可。

ゾーニングマップ

保護地域

保全地域

調整地域



青森県作成

【保護地域】

- ・ラムサール条約湿地
- ・世界文化遺産(緩衝地帯の区域を含む)
- ・世界自然遺産
- ・自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ・自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ・自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- ・自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- ・自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ・鳥獣保護区(国指定)(特別保護地区)
- ・鳥獣保護区(国指定)(特別保護地区)
- ・国指定文化財等
(史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区)
- ・県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- ・保護林
- ・緑の回廊(国有林・民有林)

【保全地域】

- ・自然公園区域(国立公園／普通)
- ・自然公園区域(国定公園／普通)
- ・自然公園区域(県立自然公園／普通)
- ・県開発規制地域
- ・県緑地保全地域
- ・鳥獣保護区(国指定)(特別保護地区を除く)
- ・鳥獣保護区(県指定)(特別保護地区を除く)
- ・保安林(保安施設地区を含む)
- ・国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ・地域森林計画対象森林
(保安林、保安施設地区を除く)
- ・ふるさとの森と川と海保全地域

合意形成の手續(合意形成プロセス)

共生区域内での計画は省略可

NEW 環境影響評価手續前

事業者
・市町村への事前相談



事業者
・住民との意見交換会の開催



事業者
・事業計画案の届出



県
・事業計画案に対する知事意見



事業者
・環境影響評価手續を開始
or
・事業計画案の見直し

環境影響評価手續

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書



事業者
・住民説明会
(方法書・準備書)

県
・知事意見の提出
(配慮書～準備書)



共生区域内での計画は省略可

NEW 環境影響評価手續後

事業者
・住民との説明会の開催



事業者
・事業計画の認定申請



県
・事業計画の認定・不認定を判断



事業者
・認定の場合は事業可
or
・不認定の場合は事業不可

4 青森県再生可能エネルギー共生税条例について

➤ 目的

- 地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図るため、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を補完

➤ 課税対象(共生条例と同じ)

- 太陽光発電施設 出力 2,000kW以上、風力発電施設 出力 500kW以上

➤ 税率

- 共生条例で定める地域区分に応じた税率設定

区分	保護地域	保全地域	調整地域	共生地域
太陽光	410円/kW	410円/kW	110円/kW	非課税
風 力	1,990円/kW	1,990円/kW	300円/kW	非課税

➤ 施行日 令和7年10月7日

5 共生制度で実現する地域共生型の再エネについて

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する制度

Brake

再生可能エネルギーによる無秩序な開発を抑制

Accelerator

地域創生につながる地域共生型の再エネを促進

自然・地域と
再生可能エネルギーとの
共生

共生制度の制定を契機に、

「地域脱炭素×地域創生」につながる地域共生型の再エネを導入